

新(改定後)	旧(改定前)
<p>P1 (インターネット取引)お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行なっていたくようお願いいたします。なお、本説明書では「<u>外国株式の現物取引(以下「外国株式取引」といいます。)</u>」について説明しています。<u>米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。</u></p> <p><b>I 外国株式取引概要</b></p> <p>3 外国株式取引における注意事項</p> <p>(3)その他の注意事項 (略)</p> <p>(b)外国株式取引により購入された外国株式は、原則として<u>国内株式信用取引の委託保証金代用有価証券</u>とはなりません。</p> <p>P4 <b>III 特定口座について</b></p> <p>(2)コーポレートアクションについて お客様が特定口座で保有されている外国株式で、特定口座で対応可能となるコーポレートアクション(株式分割、株式併合、無償割当)については取得単価の調整がなされますが(銘柄コード変更、株式配当、ライツイシューは元の取得単価を引き継ぎます)、対応ができないコーポレートアクション(スピンオフ、企業買収※1、資本返還、上場廃止※2等)の権利処理が発生した場合、当該株式残高は一般口座に振替えられます。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、当該株式残高は一般口座に振替えられます。ただし、お客様が特定口座で保有されている外国株式で、コーポレートアクションの結果、発生する単位未満株の売却代金は特定口座の対象となります。 (略)</p> <p>注)外国株式において発表されたコーポレートアクションが当日現地の権利落ち日となる場合に、既に発注された<u>期間指定注文や現地の権利落ち日当日の注文は、当社事由により、取消させていただきますので、ご了承ください。</u></p> <p>P6 <b>IV 米国株式取引</b> 米国株式は、現物取引に加えて信用取引を行うこと</p>	<p>(インターネット取引)お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行なっていたくようお願いいたします。</p> <p><b>I 外国株式取引概要</b></p> <p>3 外国株式取引における注意事項</p> <p>(3)その他の注意事項 (略)</p> <p>(b)外国株式取引により購入された外国株式は、原則として信用取引の委託保証金代用有価証券とはなりません。</p> <p><b>III 特定口座について</b></p> <p>(2)コーポレートアクションについて お客様が特定口座で保有されている外国株式で、特定口座で対応可能となるコーポレートアクション(株式分割、株式併合、無償割当)については取得単価の調整がなされますが(銘柄コード変更、株式配当、ライツイシューは元の取得単価を引き継ぎます)、対応ができないコーポレートアクション(スピンオフ、企業買収※1、資本返還、上場廃止※2、ETFにおけるキャピタルゲインの配分等)の権利処理が発生した場合、当該株式残高は一般口座に振替えられます。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、当該株式残高は一般口座に振替えられます。ただし、お客様が特定口座で保有されている外国株式で、コーポレートアクションの結果、発生する単位未満株の売却代金は特定口座の対象となります。 (略)</p> <p>注)外国株式において発表されたコーポレートアクションが当日現地の権利付売買最終日となる場合に、既に発注された<u>特定預りでの期間指定注文や権利付売買最終日の注文は、当社事由により、特定預りの買付注文は取消、および売却注文は一般口座での注文に訂正のうえ一般預りで売却させていただきますので、ご了承ください。</u> <u>(買付注文は、現地権利付売買最終日の翌国内営業日が祝日の場合に限りません。)</u></p> <p><b>IV 米国株式取引</b> (追加)</p>

ができますが、本説明書では現物取引について説明しています。米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。

(9) 移管・入出庫

(略)

(b) 出庫

(略)

※当社カスタマーサービスセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくことも可能です。

②(当社カスタマーサービスセンターに書類をご請求された場合)当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。

(略)

※お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。

※「Microcap Stock\*」に該当する銘柄は入庫することができません。移管元証券会社での移管手続き時に「Microcap Stock」に該当していない場合でも、当社での移管用紙受入時点、または取次先での確認時点で「Microcap Stock」に該当した場合、移管入庫を受け付けることができませんので、あらかじめご了承ください。

※当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございます。

※本券の入出庫は行っておりません。

※取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただく場合がございます。

\* Microcap Stock とは、NYSE American・NASDAQ 上場の株価が 5 米ドル以下かつ時価総額が 3 億米ドル以下の株式(ADR 銘柄は除きます。)をいいます。ただし、一度 Microcap Stock に該当すると 30 日連続して株価が 5 米ドルを超え、かつ 30 日連続して時価総額が 5 億米ドルを超えるまで Microcap Stock に該当し続けます。Microcap Stock に該当するかご確認が必要な場合は、カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

(10) 税金

(a) (略)

(b) 配当に関わる税金

米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により 10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADR については発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。

なお、当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、米ドルの現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。このため、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドルお預り

(9) 移管・入出庫

(略)

(b) 出庫

(略)

※当社コールセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくことも可能です。

②当社コールセンターに書類をご請求された場合)当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。

(略)

※お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。

(追加)

※当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございます。

※本券の入出庫は行っておりません。

※取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせていただく場合がございます。

(追加)

(10) 税金

(a) (略)

(b) 配当に関わる税金

米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により 10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADR については発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。なお税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。

(追加)

金不足(マイナス)が発生します。米ドルお預り金不足(マイナス)の発生日の2 国内営業日後の18:00 時点で米ドルお預り金不足(マイナス)が解消していなかった場合、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。(※ただし、本項「なお書き」の規定は、2022 年7 月1 日以降、当社での米国株式信用取引のサービス開始日から適用されます。)

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

(略)

#### (12) 成行注文のご注意事項

成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※)。約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、外貨不足金が発生いたします。当社では、外貨不足金が発生いたしますと、発生時以降、不足金発生銘柄に関して「売却停止」の措置を取らせていただきます。売却停止が発生した場合には、お客様のメッセージボックス(重要なお知らせ)へ「対象銘柄」「不足金額」「不足金解消方法」等をご連絡させていただきます。売却停止の解除は、不足金解消後、必ず各お取引コースのお問い合わせ先へご連絡いただく必要がありますので、予めご留意くださいますようお願いいたします(不足金解消時に自動で売却停止が解除とはなりません)。

なお、国内受渡日までに米ドルお預り金不足(マイナス)が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。(※ただし、本項「なお書き」の規定は、2022 年7 月1 日以降、当社での米国株式信用取引のサービス開始日から適用されます。)

(略)

P12

### V 中国株式取引

#### (11) 移管・入出庫

##### (b) 出庫

(略)

※当社カスタマーサービスセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただく

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

(略)

#### (12) 成行注文のご注意事項

成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※)。なお、約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、外貨不足金が発生いたします。当社では、外貨不足金が発生いたしますと、発生時以降、不足金発生銘柄に関して「売却停止」の措置を取らせていただきます。売却停止が発生した場合には、お客様のメッセージボックス(重要なお知らせ)へ「対象銘柄」「不足金額」「不足金解消方法」等をご連絡させていただきます。売却停止の解除は、不足金解消後、必ず各お取引コースのお問い合わせ先へご連絡いただく必要がありますので、予めご留意くださいますようお願いいたします(不足金解消時に自動で売却停止が解除とはなりません)。

(追加)

(略)

#### (11) 移管・入出庫

##### (b) 出庫

(略)

※当社コールセンターにご連絡いただき、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくことも

<p>ことも可能です。</p> <p>②(当社カスタマーサービスセンターに書類をご請求された場合)当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。</p> <p>(略)</p> <p>P27</p> <p><b>VIII ベトナム株式取引</b></p> <p>(6)コーポレートアクションについて</p> <p>(a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。</p> <p>(b) 新株引受権、または新株予約権が付与された場合、ベトナムでは売却市場がないため売却できるとは限りません。<u>相対取引で買い手が見つかり売却できた場合には、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。売却できなかった場合には、権利はすべて失効します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>可能です。</p> <p>②(当社コールセンターに書類をご請求された場合)当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。</p> <p>(略)</p> <p><b>VIII ベトナム株式取引</b></p> <p>(6)コーポレートアクションについて</p> <p>(a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。</p> <p>(b) 新株引受権、または新株予約権が付与された場合、ベトナムでは売却市場がないため売却できません。<u>そのため原則として権利はすべて失効します。</u></p> <p>(略)</p>
<p>P39</p> <p><b>XII マレーシア株式取引</b></p> <p>(6)注文受付時間・約定日・受渡日</p> <p>(略)</p> <p>当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したマレーシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して3営業日目を受渡日とします。</p> <p>(略)</p> <p>(2022年6月)</p>	<p><b>XII マレーシア株式取引</b></p> <p>(6)注文受付時間・約定日・受渡日</p> <p>(略)</p> <p>当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したマレーシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して<u>4営業日目(2019年4月29日現地約定分より3営業日目)</u>を受渡日とします。</p> <p>(略)</p> <p>(2021年12月)</p>

以上